

平成 31 年度福井県立音楽堂自主公演事業に関する広報業務の
企画提案実施要領

平成 30 年 12 月 13 日

1 業務概要

(1) 業務名

平成 31 年度福井県立音楽堂自主公演事業に関する広報業務

(2) 履行期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

別添、『福井県立音楽堂自主公演事業に関する広報業務企画提案にかかる仕様書』のとおり

2 提案上限金額

25,000,000 円を上限とする。

(消費税および地方消費税を除く。)

3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和 39 年 4 月 1 日福井県規則第 11 号）第 146 条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認められた広告宣伝業者のうち、媒体を活用しての広報や広告の企画・デザインを主たる業務とする業者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けていない者であること
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
- (6) 前年度の福井県との取引額が 20,000 千円以上の業者であること
- (7) 福井県に本社を有する事業者で、県内に係る総合的な広報（主要なテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）の業務を誠実に履行した実績があること
但し過去 3 箇年度で最低 1 年度は年間 1,000 千円以上の実績を有すること
(実績について、審査の段階で確認する場合がある。)
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、参加資格の認定申請をした事業者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、認定等を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 入札に加わる資格がないもの、または資格がなくなった者のした入札
- (2) 入札者またはその代理人がした2以上の入札
- (3) 2以上の代理をした者の入札
- (4) 入札の際、不正の行為をした者の入札
- (5) 金額その他要点を確認することができない入札
- (6) 前各号のほか、入札条件に違反した入札

5 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり（公財）福井県文化振興事業団に申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

- ・企画提案参加事業者の概要、事業内容等がわかる書類（企業案内等、様式任意）
- ・応募資格誓約書（様式2）

(2) 受付期間

平成30年12月24日（月）午後5時まで

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

（公財）福井県文化振興事業団まで持参、または郵送によること

なお、郵送による場合は、平成30年12月24日（月）午後5時までに（公財）福井県文化振興事業団に必ず到着させること

（公財）福井県文化振興事業団 事業部 事業課
〒918-8152 福井市今市町 40-1-1 福井県立音楽堂内
TEL : 0776-38-8288（9:00～17:00） / FAX : 0776-38-8285

6 入札質問説明会

- (1) 日 時 平成 30 年 12 月 18 日(火) 16 : 00 ~ 17 : 00
- (2) 場 所 福井市今市町 40-1-1 福井県立音楽堂 会議室
- (3) 持 参 物 名刺

7 企画提案書の提出手続

- (1) 提出様式 企画提案書の様式は任意とします
(見積書、デザイン案等)
- (2) 提出期限 平成 31 年 1 月 7 日(月) 17:00 必着
- (3) 提出先 〒918-8152 福井市今市町 40-1-1 福井県立音楽堂内
(公財) 福井県文化振興事業団 事務室
- (4) 提出部数 7 部 (正本 1 部以外はコピーで可)
- (5) 提出方法 持参または郵便 (簡易書留)

8 企画提案に関するプレゼンテーションおよび質疑応答

- (1) 日 時 平成 31 年 1 月 9 日(水)
※時間は当事業団から別途連絡します (1 社あたり 1 時間以内)
- (2) 場 所 福井市今市町 40-1-1 福井県立音楽堂 会議室

9 企画提案書の提出辞退

前述の 5 による応募登録票提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届 (様式任意) を企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

10 主な審査項目等

企画選定委員会が、全体的な企画・広告提案の内容、各印刷物の企画・デザインと提出価格を審査し、総合的に評価して決定する。

11 審査の結果通知

- (1) 審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に通知する。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出については、報酬は支払わない。

12 応募費用の負担

応募に際して必要となる経費はすべて応募希望者の負担とする。

13 問合せ先

(公財) 福井県文化振興事業団 事業部 事業課 (担当者: 佐々木、塚崎)
〒918-8152 福井市今市町 40-1-1 福井県立音楽堂内
TEL : 0776-38-8288 (9:00~17:00) / FAX : 0776-38-8285